

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る
「乾燥弱毒生風しんワクチン」接種の請求方法について（福岡市）

令和6年3月現在

1 国保連合会への未請求分に係る請求方法

実施月の翌月1日～10日の間に、下記書類を送付先までご提出（必着）ください。

【提出書類】

- ・ 定期予防接種実績報告書（風しん第5期）
- ・ 風しんの第5期の定期接種予診票（国保連提出用シールあり）
- ・ 請求書（福岡市版）
- ・ 抗体検査結果

2 すでに国保連合会へ請求し、支払いを受けている場合

乾燥弱毒生風しんワクチン（単独ワクチン）を使用し、すでに、国保連合会へ請求を行い、支払いを受けている場合については、**本市から請求方法や返納方法について電話連絡**をいたします。

（送付先）

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市保健医療局健康医療部保健予防課
感染症対策係